平成２３年（フ）第１０５２号
北九州市小倉北区真鶴２丁目８番３号
破産者　有限会社プルミエ
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５０４号
宮崎市月見ケ丘５丁目14番19号、商業登記簿上の本店所在地宮崎市清武町今泉甲3632番地30
破産者　株式会社大淀建設
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０２号
沖縄県中頭郡北谷町北谷１丁目８番８号
破産者　有限会社リンケージ
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３０３号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目26番15―503号　パラッツォプランドール
破産者　重岡　龍馬
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３４８１号
札幌市北区太平３条１丁目２番32号
破産者　合資会社ＫＭＴ’Ｓ
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５９９号
北海道恵庭市島松本町１丁目１番12号
破産者　有限会社北海道創菓舎
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４号
茨城県鹿嶋市大字下津265番地の47
破産者　株式会社クリエイティブ・ジー
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３８７号
千葉県市原市菊間3174番地の22
破産者　河野　通則
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９５６号
千葉県市原市惣社221番地１
破産者　川田　義次
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１２号
千葉県船橋市若松２丁目７番６棟206号
破産者　滝　　知則
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１３号
千葉県松戸市六高台５丁目78番地シャルマンコーポ松戸六高台501号
破産者　有限会社稲伸ゼミナール
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２７号
千葉県船橋市三山８丁目16番７号
破産者　土橋　孝広
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
千葉県市原市馬立1732番地３、開始決定時の住所千葉県市原市光風台４丁目133番地
破産者　遠藤　和也
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６１８号
東京都八王子市小門町66番地
破産者　有限会社岩間製作所
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６１９号
東京都八王子市みつい台１丁目11番10号
破産者　岩間　正直
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６２０号
東京都八王子市みつい台１丁目11番10号
破産者　岩間　冷子
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６２１号
東京都八王子市横川町67番地１エスポワールイノウエ302号
破産者　岩間　健次
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３６号
東京都東村山市秋津町３丁目９番地１
破産者　福田　義詔
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４号
長野県北佐久郡立科町大字芦田2530番地１
破産者　蓼科観光開発株式会社
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１４１４号
神戸市兵庫区小河通５丁目１番26
破産者　株式会社ヒサイチ
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９２号
兵庫県加古川市別府町新野辺2237番地
破産者　有限会社テラオ住宅設備
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５９３号
兵庫県加古川市別府町新野辺2232番地
破産者　有限会社テラオ住宅設備
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部